

答 申 第 199 号
平成17年11月30日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年3月24日付け学第22号の47による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成16年3月9日付けで、異議申立人から提起された「学校法人〇〇学園の財務3表」の行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成16年3月1日付け学第22号の45による行政文書の開示に係る通知書に記載された行政文書の部分開示決定処分（以下「本件決定」という。）において開示することとした部分のうち、別紙1の部分を不開示とすべきである。

異議申立人が不開示と主張する部分に関する実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 異議申立人の推察するとおりであれば、請求の理由は〇〇学園大学附属〇〇〇高等学校（以下「〇〇〇高校」という。）の教諭の解雇に関する団体交渉の際、千葉県私立学校教職員組合連合（以下「私教連」という。）と当該職員が法人の財務関係書類を要求し、学園側はこれを拒否したことに端を発してのことと思われる。しかしこの件については、千葉県地方労働委員会の斡旋案を私教連、異議申立人双方が受け入れ円満に解決しており、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（以下「財務三表」という。）等を開示する理由はない。
- (2) 実施機関が部分開示決定した行政文書は、実施機関の文教行政の参考として異議申立人から提出された部分を含んでおり、これを開示することは千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イ及びロに該当する。情報公開請求は、実施機関が所轄する〇〇〇高校分の情報に限られるべきであり、実施機関は決定を取り消し、開示の範囲を〇〇〇高校分に限る新たな決定をするのが適当である。

先にこれらの書類を提出した際、本来は〇〇〇高校分のみを提出すべきものと考えその旨を担当者に伝えたところ、法人全体や他の学校の状況等も参考に見ておきたいので所轄外の方も出してもらえないかの希

望があった。日頃色々御指導を賜っていることもあり、信頼して全部提出した。提出済みであるからとの理由により所轄外の分も開示されるのは、信義誠実の原則にてらして首肯しがたいものがある。

- (3) 実施機関が部分開示決定した行政文書は、平成14年度の経常費補助金の実績報告書の添付書類として、実施機関に提出したものである。一般的に補助金の申請やその実績報告等に必要な各種財務関係書類は情報公開を前提として提出しておらず、特定の行政目的以外には使用しないとの条件で提出している書類と認識している。このことについて行政当局とは口頭による合意があると考ええる。

異議申立人としては情報公開制度に鑑み、ある一定の条件の下に一定の情報を公開することはやむを得ないと考えている。その場合、どの情報をどの程度公開するかについては、学校法人の公共性に伴う財務情報の公開に対する要請と学校法人の利益保護の要請との比較考量を前提として、当該情報を提出した学校法人との公正な協議によって決定するのが適切と考える。

- (4) 実施機関は大科目の金額だけでなく小科目も併せて開示しようとしている。しかし、小科目は収入及び支出の具体的内容が記述されており、その内容が公開されると異議申立人の台所を覗かれるようなもので、学園経営の根幹に関わる不測の事態を引き起こすことになる。従って、最低限小科目及びその金額については不開示としていただきたい。
- (5) 「資金収支内訳表」及び「消費収支内訳表」には異議申立人が運営する他都県に所在している学校等にかかる財務情報が含まれている。これらの情報を公開することは、異議申立人にとって当該他都県との信頼性を損なうことになり、不利益を蒙る。
- (6) 具体的には、本件決定において実施機関が開示と判断した部分のうち、別紙2の部分を開示とした形での部分開示が適切ではないかと考える。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の内容等

- (1) 本件は、異議申立人に係る平成14年度の資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表の開示請求者への部分開示決定に対し、異議申立てがあったものである。
- (2) 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）第14条により、経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人は、毎年度財務計算書類を作成し、県に届け出ることとなっている。

作成すべき財務計算書類の種類、記載科目及び様式は学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に規定されている。

2 条例第8条第3号該当性について

(1) 学校法人が設立する私立学校は、助成法に基づいて国や地方公共団体から財政援助が経常的に行われ、極めて公共性の高い事業主体である。学校法人の教育活動を中心とする事業活動の内容は情報として相当程度社会に向けて開かれていなければならない、開示できない情報の範囲は、高度の内部管理的な事項として決定され、取り扱われるものであって、開示することにより学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、社会的信用を損なうと認められる情報に限られる。

(2) 会計基準では、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」については、記載すべき科目の学校法人全体としての金額を記載することとなっており、「資金収支内訳表」及び「消費収支内訳表」については、記載すべき科目の学校法人全体の決算額を学校法人や各種学校等に区分して記載することとなっている。助成法第14条第2項は「前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。」と規定しており、学校法人は同条第1項に基づき作成した財務計算に関する書類の全てを所轄庁に届け出なければならない。従って、本件行政文書は実施機関の要請により任意に提供されたものではなく、条例第8条第3号ロに該当する情報ではない。

本件行政文書は条例第2条に定義する「行政文書」であり、知事への情報開示請求の対象であること、その開示・不開示は条例第8条に該当する情報であるか否かにより判断されるものであることは明らかであり、所轄の違いを理由とした不開示決定はできない。

(3) 部分開示決定に当たっては、千葉県情報公開審査会の答申第66号及び第88号を尊重し、本件行政文書においても「資産運用（売却）関連」、「借入金等関連」、「繰越資金関連」等については条例第8条第3号に該当すると判断できるため、不開示とした。

「資金収支計算書」、「資金収支内訳表」、「消費収支計算書」及び「消費収支内訳表」に係る前記以外の科目の金額については、保護者から徴収するもの、国や県、市等の公的団体から学校法人に交付されるもの、学校法人の本旨とする教育事業そのものに密接に関わる諸収入の予算額及び決算額であり、このような情報は学校法人の教育事業の公共的性格に照らしても広く社会に向けて開かれていなければならない、通例、高度の内部管理的な事項とは認められないので、条例第8条第3号に該当し

ない情報であると判断できる。

また、「貸借対照表」中の、有形固定資産（小科目を含む。）欄の金額については、開示しても学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められず、条例第8条第3号には該当しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 本件決定について

本件決定は、「〇〇学園の財務3表（資金収支、消費収支、貸借対照表）学園全体のすべて（附属、専門、その他）」と記載された、平成16年2月9日付けの開示請求に対して、平成16年3月1日付けで実施機関が部分開示決定を行ったものである。

本件決定の対象となった文書は、異議申立人が実施機関へ提出した学校法人〇〇学園の平成14年度の資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表及び貸借対照表（以下「本件文書」という。）である。

2 開示請求の対象とした文書の範囲について

異議申立人は、本件文書には実施機関の所轄外の情報が記載されており、実施機関は開示の範囲を〇〇〇高校の分に限る新たな決定をするのが適当であると主張するので、以下、実施機関が開示請求の対象とした文書の範囲について検討する。

本件決定の元となった開示請求書の記載内容を見ると、前記1のとおり、請求者は学校法人〇〇学園全体に関する文書の開示を求めて請求していることが認められる。また、この請求に関し、実施機関が所轄する学校に限定して請求人から開示を求められたと解すべき客観的事実も認められない。

よって、実施機関が当該請求に対して、〇〇〇高校分に限定せず、前記1に記載する資金収支計算書等の文書全体を請求対象文書としたことは、適正な処置であったものと認められる。

3 条例第8条第3号該当性について

異議申立人は、本件決定で開示される部分には、条例第8条第3号に該当する不開示情報を含んでおり、これらを不開示とするよう主張するので、以下検討する。

(1) 本号イ該当性について

ア 学校法人の財務情報の開示に関するこれまでの答申とそれに対する判決等について

(ア) 当審査会のこれまでの答申について

本号イの不開示情報該当性の判断に当たっては、法人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人の権利の保護の必要性や当該法人と県との関係等を十分考慮しなければならないものである。

当審査会は、これまでの答申において、学校法人は一般私企業と異なり極めて公共性の高い事業主体であることから、その事業活動の内容は相当程度社会に向けて開かれるべきものであるとの考えを示してきた。そして、不開示とすべき情報の範囲は、通例高度の内部管理的な事項として決定され又は取り扱われるものであって、開示することにより学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、社会的信用を損なうと認められる情報に限られるものと判断してきたところである。

具体的な財務関係書類の開示に関する判断に当たっては、大科目、小科目といった科目の大小による区分で一律に判断するのではなく、科目の性質、内容に応じて、個別に開示、不開示の判断を行ってきたところである。

(イ) 学校法人の財務三表等の情報公開に関する裁判について

しかし、前記の考え方に基づいて、当審査会が実施機関の判断を妥当とした答申第116号に関する開示決定について、平成15年3月24日に当該事案の異議申立人から裁判が提訴され、平成16年11月26日の千葉地方裁判所判決（平成15年（行ウ）第16号）において、県の決定の一部を取り消すとの判断が示されたところである。この判決については、控訴審判決（東京高等裁判所平成17年7月14日判決、平成17年（行コ）第1号）においても、基本的な部分の結論が維持され、判決が確定している。

この控訴審判決によると、学校法人の財務三表に関して行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求がなされた場合、文部科学省では大科目の科目名及び金額を開示し、小科目の科目名及び金額を不開示とする扱いをしていたとしている。

そして、小科目の金額欄については、その分析を行うことで学校法人の財政状況や経営実態の把握が可能となり、客観的にみて学校法人の経営方針等をうかがい知ることができるなど、公正な競争関係における地位、信用、社会的評価等の事業運営上の地位などを害する蓋然性があるものと判断している。また、小科目名についても、会計基準上各学校法人が独自に追加又は細分化できるものとされて

おり、小科目の科目名それ自体に学校法人の独自のノウハウが含まれ得ることから、これを開示すれば学校法人の権利利益を害する蓋然性があると解するのが相当としている。

なお、大科目の金額欄については、学校法人の経理内容、経営方針等のおおよその姿が判明するとしても、その正確かつ詳細な把握は困難であり、その程度の情報が開示されたからといって、学校法人の事業運営上の地位などを害する蓋然性があるとはいえないとしている。

(ウ) 私立学校法の改正について

他方、平成17年4月1日に「私立学校法の一部を改正する法律」(平成16年法律第42号)が施行され、学校法人の財務関係書類の閲覧に関する規定が私立学校法(昭和24年法律第270号)に追加されるとともに、この改正に関する文部科学省通知(平成16年7月23日付け16文科高第305号及び同304号)により、その解釈と学校法人が作成すべき貸借対照表、収支計算書等の参考書式が示されたところである。

それによると、学校法人の財務情報の公開については、財産目録等を各事務所に備えて置き、請求があった場合には正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとされている。ただし、その閲覧の対象者は在学者その他の利害関係人とされ、利害関係人の範囲も、在学者の保護者や当該学校法人と雇用契約にある者などに限定されている。

また、財務関係書類に関する参考書式については、大科目は明示されているものの、それより詳細な科目は明示されておらず、その設定は各学校法人の判断に任されている。

イ 審査会の今後の考え方について

(ア) 学校法人の財務情報の開示について

以上のとおり、判決において当審査会のこれまでの答申と一部異なる内容の判断が示されたこと、また私立学校法の改正等により学校法人の財務情報に関する開示の範囲の考え方が明らかにされたことなどを考慮すると、答申第66号等において当審査会が示してきた学校法人の財務情報の開示に関する基本的な考え方については、開示請求者の権利と開示対象となった法人の守られるべき利益を比較衡量し、その内容を次のような方向に変更する必要がある。

(イ) 財務三表の開示について

財務三表における小科目名及び小科目の金額欄については、学校

法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該法人の財政状態、独自の経営戦略及び自主的な資産運用の実態を示すものであることから、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを開示することにより同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認めるのが相当である。

ただし、補助金収入の内訳を構成する小科目については、当該学校法人に対する何らかの公的資金による補助を示すものであり、補助金を交付する側が、その金額を明らかにしていることに照らすと、これを不開示とする理由はない。

一方、大科目の金額欄については、仮に開示による何らかの不利益が生ずるとしても、私立学校が公共性の高い事業主体であることから、いわば受忍限度内にある不利益と考えられ、科目の性質にかかわらず開示するのが相当と認められる。

(ウ) 資金収支内訳表及び消費収支内訳表の開示について

a これらの内訳表については、経常費補助金の効果を把握することを目的に提出させていることなどから、これにより学校法人の経営戦略や経営上のノウハウを、ある程度うかがい知ることができるものである。

しかしながら、内訳表に記載され、補助金交付の対象である学校については、内訳表を提出させている趣旨及び経常費補助金の交付決定が学校ごとに行われていることを考慮すると、補助金の効果に説明責任を果たすという観点から、大科目及び補助金に関する小科目の数値を公にすることが相当である。そして、これにより不利益が生じたとしても、財務三表の大科目の金額欄の開示と同様に受忍すべきものと言うべきであり、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

b 一方、内訳表に記載された課程（専攻科を含む。以下同じ。）の金額は、各学校に交付されている経常費補助金の各課程に対する配分を含め、各学校法人が、それぞれ妥当と考える基準により金額を計上することとされており、各学校法人は、それぞれ独自の方針に基づく基準により、これらの金額を計上しているものと認められる。そして、これらの金額を詳細に分析することによって、学校ごとに交付を受けた経常費補助金を含めた収入を当該学校のどの課程に重点を置いて割り振っているのか、学校がどの部門に経営資源を重点配分しているのかなど、学校法人内部における経

営戦略や経営上のノウハウをうかがい知ることができるものである。

したがって、課程の金額を示す部分については、そのすべてが、これを公にすることにより、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ 具体的判断

前記イで示した考え方にに基づき、本件決定において実施機関が開示と判断した情報のうち、異議申立人が不開示と主張する部分について、以下で検討する。

(ア) 小科目の科目名について

異議申立人は本件審査の過程で提出した意見書において前記第2、2(6)のとおり主張しているものであり、小科目名を開示することについて、異議申立人は争わないものと認められる。よって、この点について当審査会は判断しない。

(イ) 財務三表の小科目の金額欄について

これらの情報のうち実施機関が開示と判断した金額については、前記3(1)イ(イ)で判断したとおり、補助金に関する小科目の金額欄を除き、これらを開示することにより、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、千葉県補助金に関する科目の金額欄は、開示することについて双方に争いがなく、当審査会では判断しない。

(ウ) 資金収支内訳表、消費収支内訳表について

a 部門欄について

部門欄には会計基準第13条(第24条で準用する場合を含む。)により区分された、当該学校法人が経営する各学校名及びその課程が記載されている。これらの情報は、当該学校法人の基礎的な情報として何人にも明らかにされているものであり、これを開示することにより当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

b 大科目及び小科目の金額欄について

これらに記載されている情報は、資金収支計算書及び消費収支計算書に記載された各科目の金額を、学校、課程及び学校法人(本部)ごとに細分したものである。

これらの金額のうち、学校の金額を示す部分については、前記3(1)イ(ウ)aで判断したとおり、大科目及び補助金に関する小科目の金額欄の部分を除き、当該学校法人の権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、学校の内訳である課程の金額を示す部分については、前記3(1)イ(ウ)bで判断したとおり、そのすべてが当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

一方、学校法人の金額を示す部分については、法人内部の組織における諸活動に対応する経費を示す情報であることから、原則として、そのすべてが当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。しかし、本件における当該部分は、学校の金額の合計を総額から減ずることにより明らかとなるため、大科目及び補助金に関する小科目の金額欄部分については、前記で開示が相当と判断した部分からの計算が可能であり、開示することが相当である。

なお、総額及び〇〇〇の項の大科目並びに全ての項の千葉県補助金に関する科目の金額欄については、開示することについて双方に争いがなく、当審査会では判断しない。

エ 本号イに関する異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件文書には実施機関の文教行政の参考として異議申立人から提出された部分を含んでおり、本号イに該当すると主張する。その意味するところは必ずしも明らかではないが、対象となる情報が実施機関の所轄する学校の情報であるかどうかは、当該情報の本号イ該当性の判断に当たり、特段の事情になるものとは認められず、この点に関する異議申立人の主張を認めることはできない。

(2) 本号ロ該当性について

異議申立人は、本件文書には実施機関の文教行政の参考として異議申立人から提出された部分を含んでおり、本号ロに該当すると主張するので、以下検討する。

助成法第14条第1項によると、補助金の交付を受ける学校法人は会計基準に従い会計処理を行い、貸借対照表等の財務計算に関する書類を作成しなければならないとされている。会計基準には、所轄庁別又は経営する学校別に書類を作成する旨の定めはなく、これらの書類は学校法人全体の状況について記載することになっているものと認められる。

異議申立人は補助金の交付を受けている学校法人であり、本件文書は異議申立人がこれらの規定に基づき、学校法人全体について作成したものと認められる。

一方、助成法第14条第2項によると、当該学校法人は同条第1項に

定める書類等を所轄庁に届け出なければならないとされている。実施機関はこの規定により異議申立人から本件文書の提出を受けたものである。

以上のとおり、実施機関は助成法等の規定に基づき実施機関の所轄外の学校に関する情報が記載された本件文書を取得していたものである。

よって、本件文書は実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提出されたものとは認められず、当該情報は本号ロに該当しないので、異議申立人の主張には理由がない。

(3) その他の異議申立人の主張について

異議申立人が主張するその他の点については、前記の判断に影響を与えるものではなく、また、これらの主張を是認すべき特段の事情も認められない。

以上のことから、実施機関が開示と判断した部分のうち、別紙1の部分は、条例第8条第3号イに該当するものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件決定において開示することとした部分のうち別紙1の部分を不開示とすべきである。

異議申立人が不開示と主張する部分に関する実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

別紙のとおり。

別紙 1

1 資金収支計算書

収入の部	科目「学生生徒等納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「事業収入」、「雑収入」、「前受金収入」、「その他の収入」及び「資金収入調整勘定」の小科目の金額欄
支出の部	科目「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」、「設備関係支出」、「その他の支出」及び「資金支出調整勘定」の小科目の金額欄

2 資金収支内訳表

収入の部	学校法人、学校及び総額を示す項の科目「学生生徒納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「事業収入」及び「雑収入」の小科目の金額欄
支出の部	課程を示す項の「千葉県補助金収入」を除く全ての科目の金額欄 学校法人、学校及び総額を示す項の科目「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」及び「設備関係支出」の小科目の金額欄 課程を示す項の全ての科目の金額欄

3 消費収支計算書

消費収入の部	科目「学生生徒等納付金」、「手数料」、「寄付金」、「事業収入」及び「雑収入」の小科目の金額欄
消費支出の部	科目「人件費」、「教育研究経費」及び「管理経費」の小科目の金額欄

4 消費収支内訳表

消費収入の部	学校法人、学校及び総額を示す項の科目「学生生徒納付金」、「手数料」、「寄付金」、「事業収入」及び「雑収入」の小科目の金額欄 課程を示す項の「千葉県補助金」を除く全ての科目の金額欄
消費支出の部	学校法人、学校及び総額を示す項の科目「人件費」、「教育研究経費」及び「管理経費」の小科目の金額欄 課程を示す項の全ての科目の金額欄

5 貸借対照表

資産の部	科目「有形固定資産」の小科目の金額欄
------	--------------------

別紙 2

1 資金収支計算書

収入の部	科目「学生生徒等納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「補助金収入」、「事業収入」、「雑収入」、「前受金収入」、「その他の収入」及び「資金収入調整勘定」の小科目（「千葉県補助金収入」を除く）の金額欄
支出の部	科目「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」、「設備関係支出」、「その他の支出」及び「資金支出調整勘定」の小科目の金額欄

2 資金収支内訳表

収入の部	部門欄の「高等学校」、「〇〇〇」及び「総額」を除く部分 「〇〇〇」及び「総額」の項を除く項の科目「学生生徒納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「補助金収入」、「事業収入」及び「雑収入」の大科目及び小科目（「千葉県補助金収入」を除く）の金額欄並びに「計」の金額欄 「〇〇〇」及び「総額」の項の科目「学生生徒納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「補助金収入」、「事業収入」及び「雑収入」の小科目（「千葉県補助金収入」を除く）の金額欄 「総額」の項の科目「計」の金額欄
支出の部	部門欄の「高等学校」、「〇〇〇」及び「総額」を除く部分 「〇〇〇」及び「総額」の項を除く項の科目「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」及び「設備関係支出」の大科目及び小科目の金額欄並びに「計」の金額欄 「〇〇〇」及び「総額」の項の科目「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」及び「設備関係支出」の小科目の金額欄

3 消費収支計算書

消費収入の部	科目「学生生徒等納付金」、「手数料」、「寄付金」、「補助金」、「事業収入」及び「雑収入」の小科目（「千葉県補助金」を除く）の金額欄
消費支出の部	科目「人件費」、「教育研究経費」及び「管理経費」の小科目の金額欄

4 消費収支内訳表

消費収入の部	部門欄の「高等学校」、「〇〇〇」及び「総額」を除く部分 「〇〇〇」及び「総額」の項を除く項の科目「学生生徒納付金」、「手数料」、「寄付金」、「補助金」、「事業収入」、「雑収入」及び「帰属収入合計」の大科目及び小科目（「千葉県補助金」を除く）の金額欄 「〇〇〇」及び「総額」の項の科目「学生生徒納付金」、「手数料」、「寄付金」、「補助金」、「事業収入」及び「雑収入」の小科目（「千葉県補助金」を除く）の金額欄
消費支出の部	部門欄の「高等学校」、「〇〇〇」及び「総額」を除く部分 「〇〇〇」及び「総額」の項を除く項の科目「人件費」、「教育研究経費」及び「管理経費」の大科目及び小科目の金額欄並びに「消費支出の部合計」の金額欄 「〇〇〇」及び「総額」の項の科目「人件費」、「教育研究経費」及び「管理経費」の小科目の金額欄

5 貸借対照表

資産の部	科目「有形固定資産」の小科目の金額欄
------	--------------------

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
16. 3. 25	諮問書の受理
16. 4. 30	実施機関の説明書の受理
16. 6. 3	異議申立人の意見書の受理
17. 2. 24	実施機関の口頭理由説明
17. 3. 23	審議
17. 5. 27	審議
17. 7. 22	審議
17. 9. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年9月21日現在)